

Marubeni 光電話サービス契約約款は、同約款第 2 条第 2 項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は 2021 年 7 月 1 日から適用されるものとします。
(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第 24 条 (料金及び工事に関する費用)</p> <p>1 当社が提供する本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第 1 表、第 3 表に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第 1 項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本料金、番号使用料、付加機能使用料、及びユニバーサルサービス料、を合算したものとします。</p>	<p>第 24 条 (料金及び工事に関する費用)</p> <p>3 当社が提供する本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第 1 表、第 3 表に定めるところによります。</p> <p>4 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第 1 項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、基本料金、番号使用料、付加機能使用料、及びユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>を合算したものとします。</p>